



法人 ながおか

写真提供：長岡市美術協会写真部門

題字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2021 新年号

vol.142



公益社団法人 長岡法人会



年頭ご挨拶

会長 七里 俊雄



新年あけましておめでとうございます。

皆様方にはよき新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また会員各位と関係団体の皆様には法人会の活動に多大のご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症のことは避けては通れません。そのことにより日本はもとより世界中で非常に多くの企業が大変なご苦勞をされ、現在も尚それが皆様を苦しめている状況が残念ながら続いています。

ニューノーマル（新しい生活様式）で三密を避け、どこに行くにもマスク着用となりました。

「2020年 ユーキャン新語・流行語大賞」の年間大賞には「三密」が選ばれ、トップテンの中には「アベノマスク」も選出されました。

早く治療薬なり安全なワクチンが開発されることを願っております。（この会報が発刊される時は「ひょっとしたらワクチン投与がはじまっているかも」と期待はしております）

昨年の当会の活動は残念ながらこの感染症のため6月の「通常総会・講演会」、11月の「税と文化講演会」をはじめとした各事業の中止を余儀なくされました。しかしながら各地区では、与板支部や山古志支部では研修講演会を実施し、地域貢献活動では「租税教室」、和島支部の「花の苗植栽事業」越路支部の「桜つつみクリーン作戦」など各支部で（感染に十分注意して）積極的に活動していただきました。

今年が総会、税と文化講演会そして親睦ゴルフ等が開催する状況になることを願っております。

法人会としては今年も会員企業の役に立つ「税に関する提言」を国・地方自治体に行うとともに税務署並びに税理士会の皆様のご支援をいただきながら税の普及・啓蒙活動に積極的に取り組んでいきます。

コロナ終息と景気の回復を願いつつ、今年が皆様にとって良い年になりますよう祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。

税を考える週間

関東信越国税局長納税表彰
(法人会の功績)

公益社団法人長岡法人会
会長 七里 俊雄 殿

長岡税務署長納税表彰
(法人会の功績)

公益社団法人長岡法人会
常任理事 五十嵐 誠 殿



令和3年度税制改正に関する提言（要約）

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要があ

る。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

・中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下

のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

・このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が

必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

・ 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保

のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

Ⅲ. 地方のあり方

・ 今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・ 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・ また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

支 部 活 動

与板支部講演会

10月13日（火）中川清兵衛記念BBQビール園で与板町商工会と合同講演会を開催し、50名の参加をいただきました。

サッポロビール株式会社広報室文化広報顧問 端田晶氏をお招きし、「中川清兵衛の志に学ぶ」のテーマで講演をいただきました。

日本のビール醸造の父と称せられる「中川清兵衛」の生涯と日本のビールの歴史についてユーモアを交え、解りやすくお話いただきました。

聴講者からは日本のビールの成り立ちとそれに関わった明治時代初期の政財界の要人や明治天皇とのエピソードなどを披露していただき、大変興味深い内容に楽しく時間が過ぎたとの多くの感想を頂きました。

また、最後に時代の変化とともに「家」を中心とする社会から「公」を重んじる社会が変わっていく中で、中川清兵衛の「志」を知り学んだことを今後の皆さんの活動に活かして、与板地域の発展に繋げていってほしいと締めくくられた。



端田晶（はしだ・あきら）プロフィール

- サッポロビール株式会社文化広報顧問
- サッポロビール株式会社エビスビール記念館館長
- 一般社団法人「日本ビール文化研究会」理事顧問

1955年、東京生まれ。慶應義塾大学法学部政治学科卒。飲食店アルバイトから酒好きが高じてサッポロビールに入社。ギネス、ミラー、青島など海外ブランドビールのマーケティング、黒ラベルなどの宣伝制作、グループ全体の広報・IRなどを担当。広報IR室長、コーポレートコミュニケーション部長、恵比寿麦酒記念館館長、CSR部長などを歴任。現在は、サッポロビール株式会社文化広報顧問、エビスビール記念館館長。また、一般社団法人「日本ビール文化研究会」理事顧問として、同法人主宰の「日本ビール検定」などを通してビール文化の啓蒙に取り組んでいる。通称『びあけん顧問』。ビールや酒に関する著書も多い。通常の講演やマスコミ出演などの他に、面白く楽しくビールを語る試みとしてライブハウス等での「トークショー」を開始し、好評を博している。

山古志支部経営講演会

令和2年10月26日(月)、山古志商工会との共催により、長岡市山古志竹沢「復興交流館おらたる」において、長岡市、新潟市で「SUZUGROUP」として8店舗の居酒屋、カフェ等を経営している有限会社寿々瀧、代表取締役の鈴木将氏の講演会を開催し、21名のご参加をいただいた。

●演題「コロナ禍における新たな経営戦略「～ローカルから始まる地域デザイン～」

(1) 経営理念と経営戦略について

経営理念は「食を通じて未来を創造する」であり、すべての店舗のコンセプトや人材育成はこの理念から創造しており、店舗ごとの経営戦略を策定、実施している。

例えば長岡市下々条の店舗「SUZU365」では、「地域とつながる365日」をコンセプトに、お弁当や加工品を販売している。お弁当は産地の食が気軽に楽しめるメニューで、加工品は生産者から購入した食材の無駄をなくすため、加えてデザインにもこだわることでギフト商品としても利用できるものにした。結果、昼の時間帯を軸に運営することができ、従業員の働きやすい環境に繋がっている。新潟駅構内の「TABIBAR&CAFE」では「食の観光案内所」をコンセプトに気軽に寄ることのできる立ち飲みバーを出店。観光客に飲食店などの情報を提供している。観光客だけでなく、地域の酒蔵や取引先関係者も立ち寄ってもらえる場所となった。

店舗外の実践にも力を入れている。「畑ごはん塾」は作物の収穫体験をし、農家から野菜について学びながら食べて味わうイベントで、意外にも地元からの参加も多く、近くにいなくても知らずにいた食材の良さをPRできる良い機会となっている。他にも「SUZUTIMES」というフリーペーパーで、食の魅力をPRしている。デザインにもこだわっており、若い人達でも農業をおしゃれなものだと感じてもらえるよう心掛けている。

(2) コロナ禍における経営対策

発生当初はすべての店舗において非常に大きな打撃を受けた。これまでのセオリーが通じない困難な状況の中経営を模索、企業、団体向けから価格帯を下げた個人向けの弁当提供や、YOUTUBEでのレシピやおすすめの酒場などの情報発信を行う取り組みを行った。また、新潟駅内の2店舗を中心にクラウドファンディングも実施、出店の動機や想いに賛同した方を募った。その後対策が功を奏し売上も徐々に回復してきている。

(3) 今後の経営戦略

このような逆境下でも、自社の強みを再認識し、経営理念のもと進めたからこそ対応できたと考えている。経営に軸ができれば更に伸びると考えている。今後も地域の幸せな好循環を創り、新潟を世界屈指の美食の街にしたい。未だ新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない状況ではあるが、ぶれない経営理念のもと、11月には長岡市撰田屋に「おむすびと汁と茶6SUBI(むすび)」をオープンした鈴木社長、成功している要因は社長の経営者としての視点に加え、長年のシェフ経験から得た的確な原価管理にあると思われる。また、(有)寿々瀧では広告宣伝費を掛けた活動は行ってないにもかかわらず、商品や取り組みはメディアでも数多く取り上げられている。SUZUGROUPの活動は多くのファンを作り、その方たちが宣伝してくれるという仕組みができているとのことであった。お客と生産者、従業員すべての満足度が高い素晴らしい会社であると感じた。

講演内容は非常にわかりやすく、料理の話も多かったことから特に女性の参加者から好評であった。参加者からは、「地産地消の考え方や展開は山古志地域でも活用できると思い非常に参考になった」、「コロナが終息しない中、数々の早期対策できる経営能力が素晴らしい」などの感想があった。



あなたの自宅が申告会場

～自宅からスマホ・PCで申告できます～

24時間いつでも確定申告書を作成・提出できます！

混雑している会場に向く必要がありません。



スマホ・パソコンで申告書を作成



作成した申告書はe-Taxで提出



分からないことは、「税務相談チャットボット」に相談

税務職員
ふたば



ご利用できる端末や入力方法については次面をご覧ください

スマホをお持ちでない方などは・・・

ご自宅等のパソコンから、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！！

確定申告

検索

① 国税庁ホームページへアクセス

iPhone の方

 Android™の方


確定申告 

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。

国税庁ホームページ申告書の作成はこちらから！

※Safari や Chrome がインストールされていない端末はご使用できません。

国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。

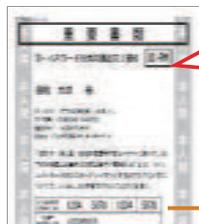
収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

② 提出方法を選択

提出方法の選択

マイナンバーカード方式

 画面の案内に従って、「マイナポータル AP」をインストールしてください。

ID・パスワード方式

 ID (利用者識別番号) * * * * * * * *
 パスワード (暗証番号) * * * * * * * *
 完了通知に記載されている ID・パスワードを入力してください。

マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

○マイナンバーカード方式
 マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方
 対応端末の一覧はこちら→ 

○ID・パスワード方式
 「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方 (全ての端末)

③ 金額などを入力

収入の入力

 給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力

 医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力

 マイナンバーの入力をお忘れなく！
 氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

④ 送信


 e-Tax で送信してください。

⑤ データを保存

申告書データを保存しておけば、後で確認できます。

お問い合わせのご案内

- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」の操作方法に関するお問い合わせ
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)
 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。)
 最新の情報についてはe-Taxホームページでご確認ください。
 上記の電話番号がご利用できない場合は、**03-5638-5171** をご利用ください (通常通話料金となります。)
 - ◆ マイナンバーカードの取得や利用に関するお問い合わせ
 マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** (通話料金無料)
 受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00、土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)
- *Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
 *iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社とのライセンスに基づき使用されています。

謹賀新年



大同生命は
「経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願ひ申しあげます。

DAIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)
TEL 0258-32-1951

編集後記

鷲尾達雄

まずもってコロナ渦におきまして事業を開催されましたと板・山古志支部の皆様にご敬意を表したいと存じます。さて今日は12月18日。連日コロナ対策への失政批判の嵐。GOTOが始まると医療崩壊！と叫び、GOTOを止めると飲食・旅行業界崩壊！と叫ぶ。これ以上、マスコミは善良なサイレント・マジョリティーを煽る事はやめて欲しい！と思ひながら、今日は編集後記の締め切り日じゃね〜か！と慌ててPCに向き合っております(笑)。

コロナ感染患者で県内最初の犠牲者が95歳と発表された時、「おひい、死因はコロナ？老衰じゃないの？」と感じました。そこで、そもそも老衰って何？ということまで、ググってみました。結論的には「良く分からん」でした(笑)。理由は、定義の曖昧さです。ただ、分かった事は2019年の死因ランキング3位の何と12万人8.8%という事実。高齢者の場合、臓器の機能低下で亡くなった場合の死因として「多臓器不全」という診断があるらしいのですが、そもそも定義が曖昧なので、老衰と多臓器不全の違いは診断するお医者さんの考え一つ！と理解しました。他にも、高齢者の死因で多い「誤嚥性肺炎」も、それを起こした原因の原因は「老衰」とするならば、お医者さんによっては死因を「老衰」と診断する事もある。「行き過ぎた節税は脱税」ではありませんが見解の相違の世界ですね(笑)。

さて、95歳の方の死因はコロナなのか？という視点に戻ります。12/18現在コロナで亡くなっている方は2,661名。この方々は一体お幾つで亡くなったのでしょうか？そのデータが見つかりません。実は平均寿命と大差なく、公表すると自粛要請が機能しなくなるから発表しない？と勘ぐっております(苦笑)。

帝国データバンク発表ではコロナ倒産は824件と。私の知人でコロナ倒産した方がいます。メインバンクはコロナ融資を提案したが、彼はその申請を拒み、倒産を「選んだ」こととなります。コロナ不景気で自殺を不幸にも「選んで」しまった方もいるかと。その死因は直接原因である自殺なのか？はたまた原因の原因であるコロナ関連死に分類されるべきなのか？例えば、震災避難者でエコノミー症候群などで亡くなった方々は確か震災被害者にカウントされていたかと。毎年1月に餅を喉に詰まらせて亡くなる方は1,300人以上いるそうです。東京で一人暮らしする餅嫌いの実家の父が、コロナでステイホーム、餅を詰まらして亡くなった場合、その死因は窒息死なのか？コロナ関連死なのか？(笑)。

世のな渦、コロナ渦、マスコミ渦！

PS 因みに、ころんで亡くなる方は年間1万人だそうです。この現状は「コロブ渦」と言います(大笑)。

消費税期限内納付

消費税の期限内納付を忘れず！
推進運動
実施中！



法人会

消費税には申告・納付期限^{※1)}があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{※2)}。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※1)}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※1)}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{※4)}

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から起算して2月28日までに消費税の申告・納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、確定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない消費税をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の場合、課税期間の中間申告書を提出する等の義務を要しない場合を除く。但し、法的に中間申告・納付することがあります。

法人 ながおか vol.142

公益社団法人 長岡法人会
長岡市表町三丁目1番地8
リナシエビル3 8階
電話 0258-35-0328
FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
委員長 鷲尾達雄
印刷所 吉原印刷株式会社